

審 議 結 果

次の審議会を下記のとおり開催した。

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和7年2月5日（水）14時から16時30分

開催場所

県庁新庁舎9階 議会第7会議室

出席者

| | |
|----------|--------------------|
| 天野 潔 | 神奈川県書店商業組合事務局 |
| いそもと 桂太郎 | 神奈川県議会議員【委員長】 |
| 岸 真介 | 神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長 |
| 佐藤 大輔 | 神奈川県社会福祉協議会施設部会 |
| 関守 麻紀子 | 神奈川県弁護士会弁護士 |
| 山崎 幸子 | 神奈川県公立中学校長会副会長 |
| 渡邊 一弘 | 専修大学教授【部会長】 |

審議経過

（渡邊部会長）

それではここからは、私の方で会議を進めていきたいと思えます。

本日は、出席委員7名となりました。児童福祉審議会規則で定める定足数を満たしております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

本日は傍聴希望者はありませんでした。

それではこれより議事に入らせていただきます。

本日の議題につきましては、お手元の次第にございますように、協議事項としまして「令和6年度神奈川県児童福祉審議会優良図書の推薦について」そして、「有害興行（映画）の指定について」がございます。

これから大体16時ぐらいまで、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

神奈川県情報公開条例に基づき、本部会においては優良図書の推薦にあたっての個々の選考過程の部分については非公開とさせていただきます。

それでは、協議事項（1）「令和6年度神奈川県児童福祉審議会優良図書の推薦について」に移りたいと思えます。

こちらにつきましては児童福祉審議会規則第8条におきまして、当部会は、芸能、出版物、玩具遊具等の推薦に関する事項を分掌することとされております。

この規定に基づき本日は、優良図書を推薦したいと考えております。

それでは事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局）

資料のご説明をさせていただきます。

資料1は、推薦候補図書一覧です。資料2は、予備調査報告書です。資料3は、神奈川県児童福祉審議会優良文化財推薦に関する事務取扱要領です。以下、事務取扱要領とさせていただきます。資料4は、優良図書推薦手続きなどに係る留意事項についてです。

それでははじめに資料1、推薦候補図書一覧をご覧ください。こちらは、今年度の推薦候補図書、43作品を著者や出版社が希望された年齢対象区分別にまとめました。

推薦候補図書一覧の11番、湘南ウインメルブックと湘南ウインメルブックポケット版は、本の内容は同一ですが、サイズ違いの作品のため、本会議資料では、あわせて1作品として、合計42作品で整理をさせていただいております。

なお、年齢区分については、明確な基準はなく、その都度、便宜上設けられているものであり、あくまでも目安になります。

次に、資料2、予備調査報告書をご覧ください。こちらには、推薦候補図書42作品について、資料3、事務取扱要領第3 推薦の要件と、第4 推薦の基準の該当性について、県立図書館司書による予備調査を実施した報告書となります。

予備調査報告書の内容ですが、例えば、1作品目で見えますと、1項目目から、図書名、報告書作成年月日、報告者と続き、次に要件該当性とあります。こちらでは、事務取扱要領第3に規定する推薦の要件に該当する可能性の有無を確認しています。こども家庭審議会の推薦図書以外の文化財であり、児童の健全育成に資するものと期待できる文化財である可能性があるかという具合に、国の推薦図書でない場合は、①にチェックが入り、国の推薦図書の場合は、②にチェックが入ります。さらに、②に該当し、事務取扱要領第3のただし書にも該当する場合は、③にチェックが入る。この部会において、特例で推薦できる可能性があるということになります。

今回の推薦図書にはこども家庭審議会の推薦図書に該当する図書はございませんでした。

続きまして、基準該当性になります。こちらでは、事務取扱要領第4に規定する推薦の基準に該当する可能性の有無を確認しています。

最後に、書評などになります。こちらには、図書のあらすじ、著者の経歴、県立図書館司書の書評、そして発行年と、県立図書館司書の考えた対象区分などが示されています。

今回は、出版社から申請のあった年齢区分と予備調査報告書の年齢区分で相違があった、推薦候補図書は1冊ございました。

当該推薦図書に関しては、この後、ご試読いただく予定の図書に付箋を貼ってあります。

なお、欄外にコメントが記載されているものにつきましては、県立図書館司書によるコメントです。以上が予備調査報告書の内容となっています。

続きまして、資料3 事務取扱要領をご覧ください。こちらでは、個人や団体からの候補図書の受付から、審査要件や審査基準などについて示されており、当部会では、これらに従い、優良図書の推薦の手続きを行っています。事務取扱要領第5の申請は、個人推薦に係る規定です。事務取扱要領の第6も、推薦候補文化財の情報提供以外に、団体推薦にかかる取りまとめを行っております。神奈川新聞社からは、39冊の候補図書が報告されました。

事務取扱要領第9の図書に係る審査手続きは、県立図書館司書が調査する予備調査に係る規定となります。

次に、事務取扱要領第12の広報に基づきまして、審議会では推薦優良図書の決定後、優良図書の表紙画像ポスターを作成し、県内の小中高等学校及び関係機関に配布する他、優良図書の表紙画像と内容を盛り込んだ、リーフレットを青少年課のホームページに掲載し、広く県民への周知を図っております。

なお、一昨年、天野委員から、各書店に推薦優良図書のポスターが送付される前に書籍を店頭に入荷しておきたいので、事前に発注ができるよう配慮して欲しいとのご要望いただいたことで、本日、優良図書として推薦することが決まった図書については、県内の書店、古書店、雑誌

出版社、書籍出版社、コンビニエンスストアの業界団体などには、ポスター配布に先立ち、明後日開催される、神奈川県図書関係業界協議会の場で情報提供させていただきたいと考えております。以上が、事務取扱要領の内容となっております。

次に、資料4、優良図書推薦手続等に係る留意事項については、推薦手続の概要と、これまで長年にわたり、優良図書の審議や推薦事務の中で整理されてきた内容がまとめられています。こちらの資料は、前回の児童福祉審議会でも配布、説明をさせていただいておりますので、今回は説明を割愛させていただきます。

続いて、委員の皆様が、本日、推薦候補図書の内容を実際に試読していただきますが、その試読の流れについてご説明させていただきます。本日もご出席の委員の皆様7名で振り分けをさせていただき、机前にご用意をさせていただきました。

委員の皆様には、資料2 予備調査報告書、資料3 事務取扱要領第4の推薦の基準、資料4 優良図書推薦手続きなどに係る留意事項について、5 その他確認事項をご確認いただきながら、推薦候補図書の試読をお願いしたいと思います。

試読は、これからの60分を20分ずつの3回に分け、推薦候補図書1冊につき、少なくとも2名の委員の方にご覧いただきたいと思います。試読の時間配分についてですが、最初の20分間で、委員の皆様には、机前に置いてあります、推薦候補図書を試読していただきます。お時間になりましたら声がけをしますので、一旦試読をおやめください。読み終わった本は、事務局職員が入れ替え、次に、試読を担当していただく図書をお持ちしますので、続く20分間で2回目の試読をしていただきます。こちらもお時間になりましたら、お声がけをしますので、一旦試読をおやめください。

最後に、すべての推薦候補図書を委員の皆様から見て、右手テーブルに集めておきますので、残りの20分間で気になられた図書等を、自由に試読していただきます。こちらは時間内であれば、何冊でも試読していただいて構いません。以上で事務局からの説明を終わります。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。それではここから大体1時間ですので、15時15分を目安としまして、閲覧の時間とさせていただきます。では皆様、よろしく願いいたします。

(1回目試読 20分)

(渡邊部会長)

差し障りのない範囲で教えていただければ構わない、関係団体ではなく個人推薦というものがなされる場合、だいたいどのような立場の方から推薦がなされることが多いのでしょうか。

(事務局)

一般的には著者ご本人ですとか、出版社の方ですね。ということが多いかと思えます。

(渡邊部会長)

出版社の場合は、個人で出せば先ほどの要件では5で位置付けられて、社として出した場合6となるということでしょうか。

(事務局)

個別にご推薦いただいたものが個人推薦となります。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。

(事務局)

20分経過しました。

(事務局)

それでは、試読2回目をお願いいたします。

(事務局)

20分経過しました。試読をおやめください。

(事務局)

岸委員は所用により退席させていただきます。

(事務局)

それでは、ただいまから第3回目、20分間よろしくをお願いいたします。こちらに本、一覧、全部ございますので、何か気になるもの、もう一度読みたいもの、何でも結構ですので、ご確認いただければと思います。

(事務局)

それでは20分経過しました。

【審議結果】

「令和6年度神奈川県児童福祉審議会推薦優良図書について」は、神奈川県児童福祉審議会要領に基づき調査審議が行われ、42作品の候補図書を優良図書として推薦することが決定された。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。それでは推薦除外の対象はなし、年齢区分変更については21番「ひとのなみだ」については、小学校中学年以上、42番「海を渡った明治の女性」を保護者から中学生以上というふうに変更するということとさせていただきます。

ご審議ありがとうございました。推薦者には、この後、委員長名で結果を通知していきたいと思っておりますのでご承知おきください。皆様ありがとうございました。

続きまして協議事項2番ですね、有害興行映画の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、有害興行の指定について、報告します。お手元にある、最後だと思っておりますけども、資料5をご覧ください。

令和6年12月に5作品、令和7年1月に3作品合計8作品、こちらの作品を、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として、指定しております。指定した作品につきましては、資料の通りになりますが、神奈川県公報に掲載しております。そして、作品を上映している映画館に対しても指定したことを文書により通知しております。事務局からは以上となります。

(渡邊部会長)

ありがとうございました。

この報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。以上で予定していた議事は終了しましたが、他に何かございましたらご発言をお願いいたします。

(いそもと委員長)

部会長すいません。事務的なお願いなんですけど、今回初めて審議させてもらいましたけど、予備調査報告書に一覧の方の番号を入れていただくか、もしくは一覧の方にページ数とかを入れていただくとわかりやすいなっていうので。一生懸命こうパラパラ何度も見返ししながら、確認していたので、それを加えていただけると、ちょっと作業がスムーズになるので。

(事務局)

予備調査報告書にナンバーを記載する。

(渡邊部会長)

照らし合わせしやすいようにということですね。

(いそもと委員長)

そういうことです。

(事務局)

すいません。実はページと対応してたりはしたのですがけれども、わかりにくかったですね。

(関守委員)

それを後で気づきました。

(事務局)

ちょっとそこわかりやすく。

(天野委員)

読む人の順番でこういうそうであるから、改めてお願いします。すいません、最後まで気がつきません。

(関守委員)

よろしいですか。調査報告書で、たくさんの方が推薦されてるんですけども、これって推薦があったやつを下読みしていただいているってことなんですね。

(事務局)

そうです。

(関守委員)

推薦というかその出版社から来たやつを下読みしていると。

(事務局)

そうです。

(関守委員)

ありがとうございました。

(天野委員)

ちょっと最後にこれ、ここから外すっていう作業は難しいことなんですか。だめだっていう。

(事務局)

すいません。基本的に、ただこちらの部会での判断の形で出てはいくので。実際問題としてはですね、これは非公開の状態ではありますので、仮に例えばなぜ落ちたというところで情報公開請求とかされたとしても、回答はしないんですけれども、ただ、一応その出版社なりその著者の方からは、自分が推薦したものが、そういう判断で落ちたってことについては、なぜかなという気持ちをまずは抱かれるとは思いますが。

(天野委員)

その返事をしないでもいいということですか。

(事務局)

事務的というか、法規的にする必要はない。なので、やはりこちらで議論していただいた結果として、当然その落とすとか、その年齢区分の状況もそうですけれども、それはその判断としてここで議論してやっていただくというところは、当然に予定されているところです。つまり落とすことも含めてですね。当然予定されているところです。はい。

(関守委員)

あくまでもこれ、自分で推薦してくるわけだから、どれだけ推薦しようと自由なわけですよ。ね。

(天野委員)

そこで図書館の委員も見てね、それでその人が推薦出してる。

(関守委員)

図書館の方は推薦ではなくて予備調査ですよ。

(事務局)

その推薦が来たものに対して、その司書としての判断をしたっていう形なんで、一応、そういう意味では司書としては。

(天野委員)

いろんな調査はいいということです。

(渡邊部会長)

かなり丁寧にやってくださってるような印象は受けますので。

(関守委員)

ありとする場合ですからね。あるかないかの判断ではないですよ。

(事務局)

そうですね。

(関守委員)

その判断はされてないんじゃないですかね。推薦するとしたらこうじゃないですか、ということ。

(事務局)

ご自分としてそれを読んだ判断はされていると思うんですけども、逆にこれがありか、なしかってのいうのはいわば、こちらの部会の判断のはずなのでそちらにゆだねてるっていう。

(渡邊部会長)

かなり丁寧にやってくさってますが、あくまで資料ということで、我々の責任で判断するのでしょうか。

(天野委員)

この数は極端に多くなったり少なくなってることはあんまりないですよ。

(事務局)

そうですね。神奈川新聞のほうから団体として出してくるときに、数を調整してくれているというか。

(天野委員)

やっぱりそこで数の調整があつて。だいたいこのぐらいの数で来るから。

(事務局)

その中に入ってきているので、やはり当然その申請者側判断の中には、ある意味残ってきてると。

(渡邊部会長)

事務局からも挙手があつたと思います。

(事務局)

実は天野委員からですね、前回図書類の指導件数に関して、令和4年の県・市合わせて15件だったものが、令和5年に13件と減少したことについて。それがその指導を受けた同じ店舗なのか別な店舗なのか、例えばその同じ店舗に継続して指導を行って、結果改善されたのが2件なのかというご質問があつたことに関するお答えということで。ちょっとご質問いただいた意見を踏まえましてですね、市町のところも含めて、聞き取りを行ったんですけども、例えば、通報があつた場合にはそこに行く、というのがまずあります。それ以外のところっていうのはですね、ある程度指導した中で、もう1回行ってみようというように判断したところには行ってるというところがあるので、全体としてそこに、ただ確実に、前回は行ったところに行かないということでもない、そこはちょっと厳密じゃないんですけども、ただ、一般論としてはやはりこう1回行って違反ご指導申し上げたところは、改めてもう1回行く確率が非常に高いので、そうい

った中で、数がちょっと2件減少したというのは、改善が見られた、そういうふうな。

(渡邊部会長)

今の事務局からの報告について、ご質問ご意見ございますでしょうか。幹事の方からいかがでございましょうか。ありがとうございます。

最後に、次年度の日程ですが、事務局ではいつごろを考えておりますでしょうか。

(事務局)

次年度の日程につきましては、第1回の開催を8月から9月に予定しておりますので、また年度が変わりましたら改めて日程調整させていただきたいと思っております。

(渡邊部会長)

ありがとうございます。

それではこれで本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了とさせていただきます。長時間にわたるご協議、本当にありがとうございました。ありがとうございました。

以上